

能登半島地震被災者のみなさま
岐阜県弁護士会からのお知らせ

能登半島地震 弁護士による無料電話相談

岐阜県弁護士会では、能登半島地震により被災された皆様のために、弁護士による無料電話相談を設けました。

相談料は無料です。

◆ 受付電話番号 058-214-2130(専用)

※ 岐阜県弁護士会事務局で受付後、弁護士から折り返しお電話をお掛けして、相談者と相談担当弁護士をお繋ぎします。折り返し電話はすぐにお繋ぎできない場合があります。

◆ 相談開始 令和6年2月19日から令和6年12月27日まで(予定)
受付時間:平日10:00~16:00(土日祝日は受付不可)

◆ 実施方法 岐阜県弁護士会の上記の無料電話相談専用番号に相談申込みの電話を掛けていただき、原則として24時間以内(法律事務所休業日を除く)に、担当弁護士から折り返し架電し、20分程度を目安に法律相談を行います。

◆ 相談内容 家屋等の物的被害、人的被害、ローンの返済、行政から受けられる各種支援制度の情報提供など生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般。

◆ 対象となる方 能登半島地震で被害を受けた方、そのご家族。

◆ ご相談や個人情報について弁護士会や協力団体で共有することがございます。